

新潟市教育委員会 令和7年4月 定例会会議録				
日 時	令和7年4月19日(月) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (7名)	中津川 英 子	出席委員	高 橋 誠 一	
	畠 山 典 子		和 田 有 子	
	石 坂 学			
	神 林 むつみ	欠席委員	渡 部 雄一郎	
	小 見 直 樹			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (5名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	加 藤 陽 子		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	教 育 総 務 課 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 野澤 真里子			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (6 件)	議案第 1 号	令和 8 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 2 号	令和 8 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 3 号	令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4 号	令和 8 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5 号	令和 8 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	令和 8 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (2 件)	博物館法改正後の市内初の博物館登録について	
	重大事態に係る調査結果について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより4月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することといたします。

年度当初でありますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。教育長の夏目でございます。皆様には、公私ともに大変ご多忙の中、教育委員をお引き受けいただいております、誠にありがとうございます。

教育委員会の役割につきましては今さら申すまでもありませんけれども、学校の児童生徒はもちろんのこと、各機関などを通じまして、全ての世代の市民の学びを支援するものという風に考えております。委員の皆様にはその会議体として、十分な意見交換、そして議論をお願いしたいと思います。

政令市となって以降、長く本市の教育の指針でありました、新潟市教育ビジョンが 3 月で終了し、新たに新潟市教育振興基本計画、愛称、にいがた学びのコンパスをスタートさせました。新たな環境に応じ、本市の教育を今後進めるための目安となるように、という意味でのコンパスという愛称でございますが、先日、小学校長会と中学校長会において、私からそこに込めたもう 1 つの意味をお伝えしたところです。コンパスというのは常に北を指しますけれども、それを眺めている、それを持って歩こうとしている子どもたちが行く方向は皆同じではありませんので、それを参考にしながら、いろいろな方向に進んでいくものであると。そのコンパスの針がぶれないように、先生方 1 人 1 人が、子どもたちにどういう方向に進むと、どんな学びがあつてどんな可能性につながるのかということをしっかり伝えて、次の道へ送り出してほしいと。先生方 1 人 1 人が学びのコンパスであるということを申し上げたところです。

この教育の計画の中には、目指す人間像として、「しなやかに 世界と未来を 創る人」という身近なフレーズでまとめてございます。内容につきましては、ぜひお読み取りいただきたいと思いますが、広くこの人間像の実現に向けて、市長部局はもちろんですし、広く市民や地域の方々と連携しながら推進して参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、この 4 月 1 日よりご就任いただいております、2 人の委員からご挨拶をいただきたいと思っております。高橋委員と和田委員でございます。高橋委員からよろしいでしょうか。お願いいたします。

○高橋委員

皆さんこんにちは。中央区の少子高齢化率は 20%、43%と著しい下町から来ました高橋誠一と申します。よろしくお願いいたします。私は教育というものを語るべき人間ではないと思っております。ですが、新潟市の子どもたちが日本一安心・安全に通学ができるような環境を整えようと思ひまして、今回この職を務めることになったと思っております。

外国の方が日本に来て驚くことは、子どもたちが自分たち1人1人で通学すること。そして横断歩道では手を挙げて渡り、止まってくれた運転手さんにはお辞儀をする。その治安の良さ、子どもたちの礼儀正しさ、この文化を引き継いでいきたいと思います。

それから、新潟市には帰宅途中で大きな事件が2つありました。皆さんブルーリボンをしていると思いますが、昭和52年11月15日、横田めぐみさんが拉致された日。それから平成30年5月7日、小針の児童殺害事件という2つの大きな事件がありました。私自身、日和山小学校、それから柳都中学校の学校運営協議会の会長も務めております。それから、県の防犯協会の幹事も務めております。学校、県の警察との関連がちょっと私も自負するところであります。そういう関連を繋げまして、ぜひ日本一、安心して子どもたちが通学できるような環境に努めていきたいと思います。

引き続き、皆さんと協力していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

和田委員お願いいたします。

○和田委員

4月1日から教育委員になりました、和田有子と申します。小児科医をやっております。もう30年以上やっておりますけれども、今中心で診療しているのは発達についてです。発達障がいの子でしたり、その他、乳児健診とか、そういう部分にも色々関わりながら、健診で引っかかった子どもたちの発達の相談とか、そういうことも県内外でやっております。

新潟市の中でも診療をしておりますが、教育委員会とは子どもたちのケース会議、個別支援会議等で色々お話をしたり、学校の先生とお話ししたり、やり取りを普段からさせていただいておりますけれども、基本的に医療という立場で、教育の方に色々お手伝いができればという風に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございます。それでは会議に入ってまいります。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に石坂委員及び神林委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第2付議事件に入ります。はじめに、議案第1号から議案第6号 教科用図書採択に関する基本方針については、関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課長を仰せついております、内藤浩悟と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和8年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第1号から第6号まで一括してご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、義務教育

諸学校では4年間同一の教科用図書を使用することになっております。

小学校は令和5年度に令和6年度の教科用図書を採択し、令和9年度まで同一のものを採択使用することとなっております。

中学校は令和6年度に令和7年度の教科用図書を採択し、令和10年度まで同一のものを採択使用します。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書、また高等学校に関しては、毎年採択になっております。

以上を踏まえて、令和8年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

付議2ページをご覧ください。小学校用教科用図書採択に関する基本方針です。令和8年度使用の小学校用教科用図書は、令和6年度に採択された令和7年度と同一の教科用図書を採択します。小学校用教科用図書については以上です。

付議3ページをご覧ください。中学校用教科用図書採択に関する基本方針です。令和8年度使用の中学校用教科用図書は、令和6年度に採択された令和7年度と同一の教科用図書を採択します。中学校用教科用図書については以上です。

付議4ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書に関する基本方針については、中学校用教科用図書に関する基本方針と同様です。令和8年度使用教科用図書は令和7年度と同一のものを採択いたします。

付議5ページをご覧ください。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、一般図書の採択を行います。2点目、採択に関しては無償措置法関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4点目、図書の採択は審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については以上です。

付議6ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針です。1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、教育委員会が行うことになりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。2点目、校長に、その学校に適する教科用図書を次の4つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。

(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に

考慮し、責任体制を明確にすること。

(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されことなく、公正を確保すること。

高等学校用教科用図書については以上です。

付議 7 ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が、令和 8 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第 1 号から議案第 6 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第 1 号から議案第 6 号について、承認することとします。

これで付議事件を終了いたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第 3 報告に入ります。

はじめに、博物館法改正後の市内初の博物館登録について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課長の野澤でございます。よろしくお願いいたします。博物館法改正後、市内で初めて博物館登録を行いましたので報告いたします。資料の博物館法改正後の市内初の博物館登録についてをご覧ください。

まず、1 の概要をご説明いたします。博物館法が昭和 26 年に制定されてから約 70 年経ちますが、昨今、博物館を取り巻く状況は大きく様変わりし、博物館に対しては社会教育施設のみならず、様々な関係機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになりました。

こうした背景の中で、博物館法の一部改正法が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、登録に関し必要な事項を定めた本市の博物館の登録等に関する規則も定例会にお諮りしまして、令和 5 年 7 月 5 日に規則改正をしたところです。

そもそも博物館法には、基準を満たした博物館を登録し、美術品の補償や著作権の複製の権利など、優遇措置を受けられるという博物館登録の制度があります。法改正前に登録された市内の施設は中段の一覧のとおりですが、令和 5 年 4 月 1 日の法改正によって、登録基準を満たしているかどうか 5 年以内、令和 10 年 3 月 31 日までに再度審査をし、再登録することが必要となり、それまでは法改正前の登録博物館は暫定的に、みなし登録博物館となります。

この度、法改正前に登録博物館であった北方文化博物館が、法改正後市内で初めて再登録を行いましたことからご報告いたします。

2 登録となる博物館をご覧ください。この度、登録博物館となりました、一般財団法人 北方文化博物館は、本館・新潟分館・清水園を有しております。清

水園は新発田市に所在しておりますが、今回一括して申請がありましたので、3施設をまとめて新潟市が事務を行い、令和7年3月31日登録をいたしました。

なお、登録博物館の他に、みなとぴあや新潟市美術館などは登録に相当する施設に指定されております。元々博物館法では、教育委員会所管の施設だけが、登録博物館になれる制度でありまして、市長部局の施設である、みなとぴあや新潟市美術館は登録博物館になれなかった経緯がありますが、この度の法改正によりまして、条件を満たせば市長部局の施設でも登録博物館になれる規定となりましたので、現在、各所管課で登録について検討をしている段階でございます。

3博物館登録制度の見直し内容をご覧ください。登録制度というのは記載の通り、望ましい博物館に向けて運営改善を促し、博物館の底上げと盛り立てを図る制度であり、一層良質な制度にするために法改正が行われたものでございます。

また、博物館と関係機関や民間団体が相互に連携し、博物館が地域づくりに役立つ施設となることが期待されております。設置者や主要な要件、優遇措置は一覧表の通りです。登録博物館も指定施設も設置者の制限はなく、主要な要件として、登録博物館では館長・学芸員の配置が必須となっており、指定施設では学芸員相当職員が必置となっております。開館日数は、登録博物館では年間150日以上、指定施設では100日以上となります。優遇措置としては、登録博物館では税制や特別交付税が優遇され、美術品の補償制度などが利用可能であり、指定施設では税制優遇や交付税措置が対象から除外されます。

今後は、中段のみなし登録博物館においても、博物館登録の動きが出てくるものと思われます。今後、各施設に登録の意向や申請時期について意向調査を実施し、登録を希望する施設が令和10年3月31日の期限までに確実に登録できるよう、各施設と連携を図ってまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○中津川委員

ご説明ありがとうございました。今回、博物館法の改正ということで、新たに登録を行う時には学識経験者の意見、従来に加えて、質的検査といったものも行われるようになったと聞いております。登録に当たって新たな審査基準なども設けられたかと思うのですが、今回の博物館登録に当たりましての流れといいますか、その辺の審査状況などを教えていただければと思います。

○歴史文化課

私の方からご説明をさせていただきます。委員がおっしゃる通り、学識経験者の方の意見をもらうことというのが、この法改正によりまして、規定されたところでございます。今回、公共施設以外の民間の施設でありましたことから、市の内部の職員で、新大で博物館の講師を務めている職員もおりますので、そういった職員で現地調査を行いまして、所見を書かせていただいたところでございます。施設の方が博物館を運営していくに当たり、管理や企画が適切に行

われているかというところを現地で確認したところでございます。

いずれの施設も適正に管理、企画されているということで、今回の登録となった運びでございます。以上です。

○中津川委員

ありがとうございます。学識経験者の方は、外部の方ではなくて、市の内部の方がということですね。分かりました。これから博物館は運営状況の報告というのも定期的に行われますし、また、地域貢献の取組、観光の推進などということも期待されるところかと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

○教育長

他にいかがでしょうか。

○畠山委員

よろしく願いいたします。3 博物館登録制度の見直し内容ということで、今説明をいただきましたが、大変大切なことだなと思って聞かせていただきました。その中の 2 番目、中津川委員もおっしゃっていましたが、博物館が関係機関、民間団体と連携を図って、地域の活力向上に寄与することを期待ということ、博物館に限らずこの施設等もこういうところをとっても大事にしているところだと思うのですが、博物館が地域の活力向上に寄与することを期待というのは、具体的にどういうことをイメージしたらいいのか、ということをお聞きしたいと思います。

○歴史文化課長

社会教育施設という位置付けだったのですが、法改正によりまして、博物館につきましては社会教育のみならず、地域の観光の発展ですとか、市民皆様の郷土愛の醸成ですとか、博物館に求められる役割が幅広くなっているということでこの度の法改正がございましたので、生涯教育といったことだけではなくて、市の交流推進ですとか、広い意味での役割を出されたということで認識をしております。

○畠山委員

ありがとうございます。博物館は私たちのイメージでは、見学をして学ぶというようなイメージが今までありましたけれども、博物館の施設の皆さんの方から色々地域に開いたり、声をかけたり出向いたりということはとても大事なことでと思いますし、それが博物館への親しみと言うのでしょうか、そういった相乗効果を生んでいくと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○教育長

他にございますでしょうか。よろしければ次に進みたいと思います。

次の、重大事態に係る調査結果については、個人情報を含むことから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

続きまして、日程第 4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第 4 次回日程

○教育総務課長

5 月の定例会でございますが、5 月 19 日、月曜日、時間は午後 3 時 30 分を予定しております。よろしく願いいたします。

第 5 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍

聴人・報道はご退席ください。

第6 定例会(非公開) 報告

第7 閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

石坂 学

署名委員

神林 むつみ